

## 赤磐市男女共同参画推進条例

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、また国際的協調の下に女性の地位向上に向けた様々な取り組みが進められてきました。また、男女共同参画社会基本法においては、少子高齢化の急激な進展、国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくための最重要課題として、男女共同参画社会の実現を位置づけており、これに向けた総合的かつ計画的な施策の推進の重要性が示されています。

赤磐市においても、すべての人が性別にかかわらず、社会の対等なパートナーとして、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現するため、市民と協働して様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担意識や社会慣行は依然として存在しており、また、性別に起因する暴力の防止や性と生殖に関する健康と権利の尊重など、男女共同参画に関する様々な課題が残されています。

こうした状況の下、市、市民、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者が一体となって協働によるまちづくりを基本とし、「ひと ゆめ みらい 参画でつくるみんなのしあわせ」をスローガンに、性別にかかわらず一人ひとりの個性が輝く男女共同参画社会の、より一層の進展を目指し、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市民、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者(以下「市民等」という。)の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることによって、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者及び市内に勤務する者又は通学する者をいう。
- (3) 市民が関わる各種団体 市民が市内において主体的に活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (5) 教育関係者 市内においてあらゆる教育及び保育に携わるものをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者・恋人その他親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛が与えられる暴力的行為をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害する行為又はその相手に不利益を与える行為をいう。
- (8) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格

差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることなど、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行を改めるよう努めること、また、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策、事業所等における事業方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における子育てや家事、介護及び地域活動や就労、就学などの社会生活における活動に対等に参画できるようにすること。
- (5) 男女が互いの性について理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画を推進するにあたっては、国際社会での取り組みを理解して、国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「施策」という。)を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、前条の施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 3 市は、国、県及び市民等と相互に連携を図り協力して施策を推進するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民が関わる各種団体の責務)

第6条 市民が関わる各種団体は、基本理念に基づき、その団体活動において男女の構成員が、共同して参画できる組織づくりに取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民が関わる各種団体は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき男女が職域における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、男女が職域における活動と家庭における活動その他の活動とを両立して

行うことができるよう、職域環境を整備すること等により、その事業活動において男女が共同して参画することができる体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第8条 学校教育、社会教育、その他の教育及び保育に携わる者は、教育及び保育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ基本理念に配慮した教育及び保育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間におけるすべての暴力

(3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、過度の性的表現及び暴力行為を助長する表現、その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

(基本計画の策定)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、基本計画を策定するに当たっては、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、赤磐市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

4 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第12条 市は、市における政策の立案若しくは決定及び施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、男女いずれか一方に対し、積極的改善措置を講ずるものとする。

2 市は、審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、施策を円滑かつ総合的に企画、調整及び実施するため、必要な体制の整備を行うものとする。

( 施策の実施状況の公表 )

第 1 4 条 市は、施策の総合的な推進に資するため、主要な施策の実施状況等について、報告書を作成し、公表するものとする。

( 情報収集及び調査研究 )

第 1 5 条 市は、施策を効果的に実施するため、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

( 広報啓発活動 )

第 1 6 条 市は、施策の理解と関心を深めるため、普及啓発及び学習の機会の提供について必要な措置を講ずるものとする。

( 市民等への支援 )

第 1 7 条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

( 苦情及び相談への対応 )

第 1 8 条 市長は、男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民等から相談の申出があった場合には、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前 2 項の申出のうち特に必要があると認めるものについては、赤磐市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

( 被害者の保護 )

第 1 9 条 市長は、ドメスティック・バイオレンス等による権利侵害があったと認められる場合には、関係機関と連携し、被害者の保護、相談その他必要な措置を講ずるものとする。

( 審議会 )

第 2 0 条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、赤磐市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

( 1 ) 基本計画の策定及び変更に関すること。

( 2 ) 苦情及び相談への対応に関すること。

( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

3 審議会は、男女共同参画推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会の委員は(以下「委員」という。)は、10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

( 1 ) 学識経験を有する者

( 2 ) 関係行政機関の職員

( 3 ) 公募による者

( 4 ) その他市長が適当と認める者

- 5 男女のどちらか一方の委員の数は、委員の総数の10分4未満であってはならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 6 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。  
(その他)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。